

米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書

去る12月6日、在沖米空軍嘉手納基地所属の空軍兵が基地内から拳銃を所持したまま一時脱走し、読谷村内で米軍により逮捕された。脱走兵が逮捕された集落は、観光施設やホテルが建ち並ぶ地域であり、不測の事態が起きることも懸念された重大な事件である。また、沖縄防衛局や周辺自治体に情報が伝わったのは逮捕後であり、公共の安全に影響を及ぼす可能性がある事件が発生した場合の通報体制を定めた日米合意が遵守されていないことは極めて遺憾である。

平成26年には、北谷町のキャンプ桑江内で海兵隊の男がライフル銃を持って自宅に立てこもり、基地内で働く従業員が一時避難する事件が発生しており、米軍の武器管理のズさんさが露呈したものである。

今回の事件に関しては、県警察は公務外とみて米軍に対し捜査協力を求める方針であることから、米軍は適切に対処すべきである。

また、本年9月7日には、同じ読谷村において在沖米空軍嘉手納基地所属の陸軍兵が酒に酔ったまま民家に侵入し、屋内にいた高校生の少女と生後5カ月の女児が近隣の知人宅に逃げ込む事件が起きたばかりである。

本県議会は、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れてきたところであるが、このような事件が発生したことはまことに遺憾であり、米軍の再発防止に対する取り組み、軍人への教育のあり方に強い疑問を抱かざるを得ず、到底容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 米軍人・軍属等の銃器類の所持・管理の徹底と通報体制のあり方を見直すこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正と再発防止に向けた実効性のある措置を講じること。
- 3 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て